

自律的な管理を基軸とした 新たな化学物質管理について

～ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等が改正されました ～

1

令和6年4月1日（一部：令和5年4月1日）から新たな化学物質規制として、特別則（有機則・特化則等）の規制を受けていない物質への対策の強化を主眼とした労働安全衛生法の改正が行われています。事業者の皆様においても、以下に記載する改正事項を確認のうえ、適切な対応をお願いします。

(1) ラベル表示・SDS交付・RA対象物の追加（安衛法施行令別表第9） 令和6年4月1日施行*1

- ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施の対象物質が、従来の**674物質**から**903物質**へ追加されました。今後も国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加される予定です。（*1 R6.4.1時点で現存するものは、**R7.3.31**までの間、ラベル表示義務は適用されません。）
- ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施の対象物は、ほぼ同一に揃えられていますが、詳細は下記条文をご参照ください。
【ラベル表示対象物】 安衛法第57条第1項、**【SDS交付対象物】** 安衛法第57条の2第1項、**【リスクアセスメント対象物】** 安衛法第57条の3、改正後の安衛則12条の5

(2) ばく露の程度の低減等（安衛則第577条の2、577条の3） 令和5年4月1日施行、令和6年4月1日施行

- リスクアセスメント対象物及び、その他の化学物質について事業者の義務・努力義務が、下記のように定められました。

「リスクアセスメント対象物」については、以下の(2)②及び(3)①を参照してください。

RA対象物の製造・取り扱い事業場（577条の2）	ばく露の程度（低減）	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの結果等に基づき下記の措置等を講じ、労働者のばく露の程度を最小限度にする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 代替物の使用 b. 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働 c. 作業の方法の改善 d. 有効な呼吸用保護具の使用 	R5.4.1 施行								
		<ul style="list-style-type: none"> 濃度基準値設定物質（厚生労働大臣が定める物質）の製造・取り扱い業務を行う屋内作業場においては、労働者のばく露の程度を基準以下にする。 	R6.4.1 施行								
	RA対象物健康診断	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物健康診断の実施等を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>実施が必要な場合等</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者 </td> <td>リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき</td> <td rowspan="2">医師・歯科医師が必要と認める項目</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 濃度基準値設定物質の製造・取り扱い業務に従事する労働者 </td> <td>濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	実施が必要な場合等	項目	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者 	リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき	医師・歯科医師が必要と認める項目	<ul style="list-style-type: none"> 濃度基準値設定物質の製造・取り扱い業務に従事する労働者 	濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに	R6.4.1 施行
	対象者	実施が必要な場合等	項目								
<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者 	リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき	医師・歯科医師が必要と認める項目									
<ul style="list-style-type: none"> 濃度基準値設定物質の製造・取り扱い業務に従事する労働者 	濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに										
労働者の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 講じた措置*2について関係労働者の意見を聴く機会を設ける。 1年を超えない期間ごとに次の記録を作成し、3年間保存する。（がん原性物質の場合の②、③は30年間保存。） <ul style="list-style-type: none"> ① 講じた措置*2の概要、講じた措置*2についての関係労働者の意見の聴取状況 ② 労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況 ③ がん原性物質の製造・取り扱いの場合は、下記事項。 【労働者の氏名、従事した作業の概要、従事期間、がん原性物質による著しい汚染が生じた場合の概要・応急措置の概要】 ①については、掲示・書面交付等により労働者に周知する。（掲示、書面交付、記録内容を確認できる機器の設置等） 	<p>「RA対象物健康診断」については、以下の(2)⑥⑦も、ご確認ください。</p>	R5.4.1 施行 講じた措置*2のb cに関する部分は、R6.4.1 施行								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>*2「講じた措置」</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. ばく露の程度を最小限度にするための措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. リスクアセスメント対象物健康診断結果に基づき講ずる措置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	*2「講じた措置」	措置	a. ばく露の程度を最小限度にするための措置		b. 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置		c. リスクアセスメント対象物健康診断結果に基づき講ずる措置			
*2「講じた措置」	措置										
a. ばく露の程度を最小限度にするための措置											
b. 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置											
c. リスクアセスメント対象物健康診断結果に基づき講ずる措置											

その他の化学物質の製造・取り扱い事業場(577条の3)	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物と同様の方法等で、ばく露される限度を最小限度にするよう努める。 	R5.4.1 施行
-----------------------------	---	-----------

(3) 衛生委員会付議事項の追加（安衛則第22条） 令和5年4月1日施行、令和6年4月1日施行

- 衛生委員会の付議事項に次の事項が追加されました。（労働者数50人未満の事業場も安衛則第23条の2に基づく意見の聴取に留意。）

<ul style="list-style-type: none"> ばく露の程度を最小限度にするための措置に関すること 	R5.4.1 施行
<ul style="list-style-type: none"> 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置に関すること リスクアセスメント対象物健康診断の結果及び結果に基づき講ずる措置に関すること 	R6.4.1 施行

(4) リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存（安衛則第34条の2の8） 令和5年4月1日施行

- 従来、リスクアセスメントを行ったときは、結果と結果に基づき健康障害を防止するために講ずる措置の内容等について、労働者に周知させることとされていましたが、さらに、**記録を作成し次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存すること**とされました。

(5) 雇入れ時等教育の拡充（安衛則第35条） 令和6年4月1日施行

- 労働者の雇入れ、作業内容変更の際に行う安全衛生教育について、これまで一部の業種については、機械、原材料、安全装置、保護具、作業手順など一部の教育項目の省略を認めていましたが、この**省略規定が廃止**されました。これにより全ての事業場で省略なく教育を行うことが必要となります。

(6) 職長等の教育を行うべき業種の拡大（安衛法施行令第19条（安衛法第60条関係）） 令和5年4月1日施行

- 新たに職務に就くことになった職長等に安全衛生教育を行うこととする対象業種に、以下の業種が追加されました。
 - 食品製造業（従来から対象業種とされていた、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業に加え、全ての食品製造業が対象になりました。）
 - 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

(7) がん等の遅発性疾患の把握強化（安衛則第97条の2） 令和5年4月1日施行

- 化学物質等を製造し、または取扱う事業場で、**1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したとき**は、業務に起因するかどうかについて、遅滞なく**医師に意見を聴くこと**とされました。
- また医師が、業務に起因するものと疑われると判断した場合は、化学物質の名称、業務の内容等を**所轄労働局長に報告**することとされました。

(8) 皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止 (安衛則第 594 条の2、第 594 条の3) **令和5年4月1日施行、令和6年4月1日施行**

- 皮膚や眼に障害を与えるおそれがある物質や、皮膚から吸収され健康障害を生ずるおそれがある物質について、製造・取り扱いの際、次のように**労働者に保護具を使用させる義務**、努力義務が定められました。

その他補足事項については、以下 **3** の(2)⑧⑨を参照してください。

おそれが 不明 (おそれがないことが明らかなもの以外)	保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用	R5.4.1 から努力義務
	おそれが 明らか	不浸透性の保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用
おそれが ないことが明らか	使用義務なし	

(9) 化学物質管理者の選任義務化 (安衛則第 12 条の5) **令和6年4月1日施行**

選任が必要な事業場	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う事業場*3 (安衛則第 12 条の5 第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物の譲渡または提供を行う事業場 (安衛則第 12 条の5 第2項)
職務	<ul style="list-style-type: none"> 事業場における次の化学物質の管理に係る技術的事項を管理します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ラベル表示、SDS 交付等に関すること (2) リスクアセスメントの実施に関すること (3) ばく露の程度の低減措置、リスクアセスメントの結果に基づく、措置の内容及びその実施に関すること (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること (5) リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関すること (6) リスクアセスメント対象物の作業の記録の作成・保存・周知に関すること (7) (1)~(4)の事項の管理に当たっての労働者に対する必要な教育に関すること 表示等及び教育管理を他の事業場でやっている場合 他の事業場の化学物質管理者が、表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業場における表示等*4及び教育管理*5に係る技術的事項を管理します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>*4「表示等」とは次の事項を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安衛法第 57 条第 1 項に基づくラベル表示 (表示する事項及び標章に関することに限り。) 安衛法第 57 条第 2 項、第 57 条の2 第 1 項に基づく SDS 交付等 (通知する事項に関することに限り。) <p>*5「教育管理」とは次の事項を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「表示等」の管理に当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。 </div>
選任期限	<ul style="list-style-type: none"> 選任事由発生から 14 日以内 	
権限付与等	<ul style="list-style-type: none"> 職務をなし得る権限を与え、氏名を見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する。 	
要件	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物を製造している事業場の場合 <ul style="list-style-type: none"> 「化学物質の管理に関する講習」の修了者または、同等以上の能力を有すると認められる者から選任することが必要です。 * 化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者 (R4.9.7・基発0907第1号の記の第2の1(4)ア) <ol style="list-style-type: none"> ①講習告示(厚生労働省告示第 276 号)の適用前(令和6年4月1日)に、同告示の規定により実施された講習を受講した者 ②労働衛生コンサルタント試験(試験の区分:労働衛生工学)に合格し、登録を受けた者 ③専門家告示(安衛則等:厚生労働省告示第 274 号、粉じん則:第 275 号)で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者 上記以外の事業場の場合 <ul style="list-style-type: none"> 職務を担当するために必要な能力を有すると認められる者から選任することが必要です。 * 必要な能力を有すると認められる者 (R4.5.31・基発0531第9号の記の第4の1(2)イ) 業務の経験がある者が含まれます。適切に業務を行うために、講習等を受講することが望ましいとされます。 * 「化学物質の管理に関する講習」は講習告示の規定に基づいて自社で行えば足りませんが、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えありません。(R4.5.31・基発0531第9号の記の第4の1(2)ア) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>「記録の作成」については、以下 2 の(5)を参照してください。</p> </div>

*3 **製造**し、または**取り扱う**事業場の範囲 (R4.5.31・基発0531第9号の記の第4の1(1)オ)

- 例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、対象に含まれます。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場や、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉等を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対策のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、対象に含まれません。

▶ **「化学物質の管理に関する講習」の内容等** 「講習告示」R4.9.7厚生労働省告示第 276 号 抜粋

1 次々に定める講義及び実習により行われるものであること。

イ 講義

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知 	2時間30分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録 	3時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法 	2時間
化学物質を原因とする災害発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の措置 	30分
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 	1時間

ロ 実習

科目	範囲	時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 保護具の選択及び使用 	3時間

2 前号の講義及び実習を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。

ハ 科目の受講の免除

免除を受けることができる者	科目
<ul style="list-style-type: none"> 有機溶剤作業主任者技能講習 鉛作業主任者技能講習 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 を全て修了した者	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
<ul style="list-style-type: none"> 第一種衛生管理者の免許を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の危険性又は有害性等の調査
<ul style="list-style-type: none"> 衛生工学衛生管理者の免許を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の危険性及び有害性等の調査 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等

(10) 保護具着用管理責任者の選任義務化 (安衛則第 12 条の 6 他、各特別則関係) **令和 6 年 4 月 1 日施行**

選任が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質管理者を選任した事業場で、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 特化則や有機則等の特別則における、第 3 管理区分作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> 安衛則第 12 条の 6 	<ul style="list-style-type: none"> 特化則第 36 条の 3 の 2、有機則第 28 条の 3 の 2、鉛則第 52 条の 3 の 2、粉じん則第 26 条の 3 の 2
選任期限	<ul style="list-style-type: none"> 選任事由発生から 14 日以内 	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境管理専門家が改善困難とした場合に、直ちに
権限付与等	<ul style="list-style-type: none"> 職務をなし得る権限を与え、氏名を見やすい箇所に掲示する等により、関係労働者に周知する。 	-
職務	<ul style="list-style-type: none"> 次の事項を管理します。 <ol style="list-style-type: none"> 保護具の適正な選任に関すること。 労働者の保護具の適正な使用に関すること。 保護具の保守管理に関すること。 	<p>(1) 次に掲げる措置に関する事項（呼吸用保護具に関する事項に限る。）を管理すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第 3 管理区分とされた場所について、直ちに個人サンプリング測定等を行い、結果に応じて有効な呼吸法保護具を使用させること。 上記呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、適切に装着されていることを確認し、結果を記録し、3 年間保存すること。 上記場所が第一、第二管理区分になるまでの間、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、個人サンプリング測定等を行い、結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。 上記呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に適切に装着されていることを確認し、その結果を記録し、3 年間保存すること。 上記場所において、作業の一部を請負人に請け負わせる場合には、その請負人に対し、呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。 <p>(2) 作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る。）について必要な指導を行うこと。</p> <p>(3) 呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。</p>
要件	<p>保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者 (R4.5.31・基発 0531 第 9 号 記の第 4 の 2 (2))</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる者が含まれること。 次に掲げる者であっても、保護具の管理に関する教育(※)を受講することが望ましいこと。 次に掲げる者を選任できない場合は、保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。 <ol style="list-style-type: none"> 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者 作業環境管理専門家の要件に該当する者 労働衛生コンサルタント試験に合格した者 第 1 種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者 作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者 安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者 (昭和 63 年労働省告示第 80 号) <p>※「保護具の管理に関する教育」の詳細は「保護具着用管理責任者に対する教育実施要領」(R4.12.26 基安化発 1226 第 1 号)で示されています</p>	

(11) SDS 通知方法の柔軟化 (安衛則第 24 条の 15①,③、34 条の 2 の 3) **令和 4 年 5 月 31 日施行**

- SDS 情報の通知を、次の方法で行えることとなりました。(相手方の承諾不要。)
 - ① **文書の交付**、磁気ディスク・光ディスク等の**記録媒体**の交付
 - ② **FAX 送信**、**電子メール**送信
 - ③ 通知事項が記載された**ホームページのアドレス**、**二次元コード**等を伝達し、閲覧を求める

(12) 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 (安衛則第 24 条の 15②,③、34 条の 2 の 5②,③) **令和 5 年 4 月 1 日施行**

- SDS の通知事項のうち、「**人体に及ぼす作用**」について、次のことが必要となりました。
 - **5 年以内ごとに 1 回**、最新の科学的知見に基づき**記載内容の変更の要否を確認**する
 - 記載内容に変更が必要があるときは、**確認した日から 1 年以内に変更**する
 - 記載内容を変更したときは、適切な時期に、SDS の通知を行った**相手方に変更内容を通知**する
 - SDS 交付が努力義務とされる対象物についても、これらの措置に努める

(13) SDS 通知事項の追加・含有量表示の適正化 (安衛則第 24 条の 15①、34 条の 2 の 4、34 条の 2 の 6) **令和 6 年 4 月 1 日施行**

- SDS の通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されました。
- SDS の通知事項「**成分の含有量**」について、**重量パーセント**の記載が必要とされました。(従来の 10%刻みの記載方法が改正されましたが、営業上の秘密にかかる場合の例外規定も設けられました。)
- SDS 交付が努力義務とされる対象物についても同様に追加されました。

(14) 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 (安衛則第 33 条の 2) **令和 5 年 4 月 1 日施行**

- ラベル表示対象物を、事業場内で別容器に入れ、または包装して保管するときは、その容器や包装への表示、文書の交付等により、**①内容物の名称 ②人体に及ぼす作用**を明示しなければならないこととされました。

(15) 注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (安衛法施行令第 9 条の 3) **令和 5 年 4 月 1 日施行**

- 一定の化学設備等の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付することとされています。(詳細は、安衛法第 31 条の 2 及び、安衛則 662 条の 2~4 を参照。)
- 従来、法定の化学設備・特定化学設備及びその付属設備が対象とされていましたが、**SDS 交付対象物の製造・取扱設備及びその付属設備**が新たに対象に加えられました。

注文者が作成し交付する文書に記載すべき事項	情報提供の具体例
①設備で製造又は取り扱っている化学物質の危険性・有害性	SDS(安全データシート)の交付
②安全衛生上注意すべき事項	作業前確認事項とその手順、作業工程、検知器の種類と警報、着用する保護具の種類、確認責任者と確認のルール、廃棄物発生時の連絡・措置等
③安全衛生を確保するために注文者が講じた措置	電源開放やブルブ遮断箇所の明示、仕切り板取付け、置換方法や時間、作業開始の合図・連絡の取組み、立入禁止措置等
④化学物質の流出等の自己が発生した場合に講ずる応急措置	空気呼吸器等保護具の配置・数量、洗浄水等の場所、緊急連絡場所及び手段、緊急遮断方法、避難場所、緊急連絡図等

(16) 特殊健康診断の実施頻度の緩和 (特化則第39条④、有機則第29条⑥、鉛則第53条④、四鉛則第22条④) **令和5年4月1日施行**

- 作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されている場合は、**特化則、有機則、鉛則、四鉛則の特殊健康診断の実施頻度**を6月以内ごとに1回から、**1年以内ごとに1回に緩和**できることとされました。要件を満たすかどうかは、事業者が労働者ごとに判断し、監督署への届出等は不要です。(労働衛生に係る知識・経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。)

要件	① 当該労働者が業務を行う場所の、直近3回の 作業環境測定結果が第1管理区分 であったこと。 ② 直近3回の健康診断の結果、当該労働者に 新たな異常所見がない こと。 ③ 直近の健康診断実施後に、軽微なものを除き 作業方法の変更がない こと。	* ①～③をいずれも満たすこと(四鉛則については②、③を満たすこと)が必要です。 * 製造禁止物質、特別管理物質の特殊健康診断は、緩和の対象になりません。
-----------	--	--

(17) 化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示 (安衛則第34条の2の10) **令和6年4月1日施行**

- 化学物質による労働災害の発生またはおそれがある事業場で、管理が適切に行われていない疑いがあるときは、**労働基準監督署長が改善すべき旨を指示**できることとされました。
- 指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家(外部の者が望ましい)**から管理状況の確認や、実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受け、**1月以内に改善計画を作成**し、措置の実施、労働基準監督署長への報告、改善措置の記録作成及び3年間保存をしなければなりません。

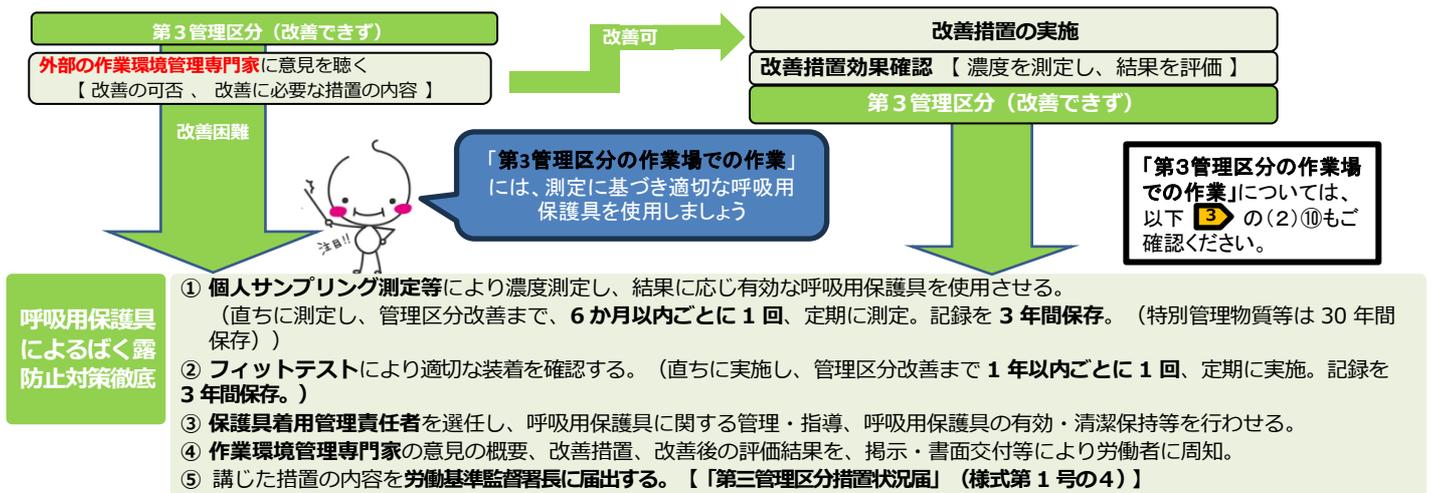
(18) 管理水準良好事業場の特別則適用除外 (特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2) **令和5年4月1日施行**

- 化学物質管理の水準が一定以上であると**所轄労働局長が認定**した事業場について、**特化則、有機則、鉛則、粉じん則の個別規制の適用を除外**し、リスクアセスメントに基づく自主管理によることができるとされました。(認定は規則ごと、3年ごとに必要。)

主な認定要件	① 事業場に 専属の化学物質管理専門家 が配置され、リスクアセスメントの実施管理等をしていること。
	過去 ② 各特別規則が適用される化学物質等による 死亡または、休業4日以上 の労働災害が発生していないこと。 ③ 各特別規則に基づき行われた 作業環境測定の結果が全て第1管理区分 であったこと。 3年間 ④ 各特別規則に基づき行われた 特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められた労働者がいない こと。 について ⑤ 外部の化学物質管理専門家 による評価を1回以上受け、労働者の健康障害予防措置等が適切と認められたこと。 ⑥ 事業者が 安衛法及びこれに基づく命令に違反していない こと。

(19) 第三管理区分事業場の措置強化 (特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2) **令和6年4月1日施行**

- 特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、改善措置を講じて、第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。これができない場合等に、下記のことを行うこととされました。



作業環境管理専門家の要件等

- 特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合に意見を聴くこととされる、**外部の「作業環境管理専門家」**の要件は次のとおりです。

要件	<p>「作業環境管理専門家」に含まれる者 (R4.5.31・基発 0531 第9号の記の第4の9(1)ウ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者 ② 労働衛生コンサルタント(試験の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。)又は労働安全コンサルタント(試験の区分が化学であるものに合格した者に限る。)であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者 ③ 6年以上、衛生工学衛生管理者としてその業務に従事した経験を有する者 ④ 衛生管理士(法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。))に合格した者に限る。)に選任された者であって、3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者 ⑤ 6年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者 ⑥ 4年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者であって、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習のうち、同協会が化学物質管理専門家の業務実施に当たり、受講することが適当と定められたものを全て修了した者 ⑦ オキユペイシヨナル・ハイジニスト資格又はそれと同等の外国の資格を有する者
-----------	--

化学物質管理専門家の要件等

- 化学物質劣化発生事業場等で監督署長指示があった場合に、「化学物質管理専門家」（外部の者が望ましい）の助言を受けることが必要です。（安衛則第34条の2の10）
- 管理水準良好事業場の特別適用除外のため「化学物質管理専門家」の配置等が必要です。（特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2）認定の際の要件に、次の事項が含まれています。
 - ・ 事業場に**専属の化学物質管理専門家**が配置され、リスクアセスメントの実施管理等をしていること。
 - ・ **外部の化学物質管理専門家による評価を1回以上受け**、労働者の健康障害予防措置等が適切と認められたこと。

「化学物質管理専門家」の名簿は、「公益社団法人 日本作業環境測定協会HP」、「一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会HP」に掲載されていますので、ダウンロードをしてご確認ください。

「化学物質管理専門家」（事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの）（専門家告示（安衛則等）R4.9.7厚生労働省告示274号、「専門家告示（粉じん則）」R4.9.7厚生労働省告示第275号を要約）

- 次のいずれかに該当する者とされます。

- ① **労働衛生コンサルタント**試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、登録を受けた者で、**5年以上、化学物質の管理に係る業務（粉じん則の適用除外の際には粉じんの管理に係る業務）**に従事した経験を有するもの
- ② **衛生工学衛生管理者免許**を受けた者で、その後**8年以上**、衛生工学衛生管理者の業務に従事した経験を有するもの
- ③ **作業環境測定士**で、**6年以上**作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、**厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した**もの
- ④ ①から③までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

以下のアからオまでのいずれかに該当する者が含まれること。（R4.9.7基発0907第1号・要約）

- ア 労働安全コンサルタント試験（試験の区分が化学であるものに限る。）に合格し、登録を受けた者で、その後5年以上化学物質に係る労働安全コンサルタントの業務（粉じん則の適用除外の際には、粉じんに係る労働安全コンサルタントの業務）に従事した経験を有するもの
- イ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるC I H（Certified Industrial Hygiene Consultant）労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されているもの
- ウ 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（I O H A）の国際認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者
- エ 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者
- オ 労働災害防止団体系第12条の衛生管理士（労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者であって、5年以上労働災害防止団体系第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

（20）有機溶剤等の量に乗すべき数値の一部改正（昭和47年労働省告示第122号。以下「有機溶剤告示」という。） 令和6年7月1日施行

改正趣旨

- 例えば、**有機溶剤中毒予防規則**（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第2条第1項においては、適用の除外の判断のため、屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所は、作業時間1時間（タンク等の内部は、1日）に消費する有機溶剤等の量を用いている。
- また、有機則第17条第1項においては、**全体換気装置に必要な換気量の算定**のため、**作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量**を用いている。
- **消費する有機溶剤等の量**は、「消費する有機溶剤等を含有する製品の量」に、**製品の区分に応じ、厚生労働大臣が定める数値**（有機溶剤等の量に乗すべき数値（昭和47年労働省告示第122号））を乗じて算定する。
- **厚生労働大臣が定める数値**は、それぞれの製品における**有機溶剤等の含有率**に基づき定めたものであるが、「**その他の接着剤**」など多数の製品が含まれる区分についても共通の数値を定めている。
- 今般、技術の進歩により多様な製品が市場に流通し、その製品ごとに有機溶剤の含有率も様々であることから、「**その他の接着剤**」など、**多数の製品が含まれる区分**について、**共通の含有率を定めることは適当でない**ため、令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書（令和6年1月31日公表）を踏まえ、製品の有機溶剤等の含有率に応じて個別に数値を設定可能とするよう、所要の改正を行う。
- 有機溶剤等の量に乗すべき数値のうち、「接着剤」のうちの「**その他の接着剤**」の数値について、「**その他の接着剤に含有される有機溶剤の量**（当該接着剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあっては、それらの合計値）を当該接着剤の量で除した値」という規定に改める。
- 「その他の表面加工剤」、「その他のインキ」、「その他の工業用油剤」、「その他の繊維用油剤」、「その他の殺菌剤」、「その他の塗料」、「その他の絶縁用ワニス」についても、同様の改正が行われました。

（作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第187号）、作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について（令和6年4月10日付け基発0410第1号））

【有機則第17条関係の経過措置】改正告示の適用の際現に存する全体換気装置の性能において、本改正後の有機溶剤告示の適用については、なお従前の例によることが可能です。

【参考（現行の告示（抜粋））】

区分		数値
接着剤	ゴム系接着剤クリヤー	〇・七
	ゴム系接着剤マステック	〇・四
	(略)	(略)
	その他の接着剤	〇・八

数値

その他の接着剤に含有される有機溶剤の量（当該接着剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあっては、それらの合計値）を当該接着剤の量で除した値

参考例1：その他の接着剤の製品のSDSに、第1種・第2種有機溶剤を50%（重量%）ずつ含有すると記載がある混合有機溶剤の「消費する有機溶剤等を含有する製品の量」がA（A：重さ、単位：グラム）の場合

$$(50+50) / 100 = \underline{1} \quad \rightarrow \text{有機溶剤等の量に乗すべき数値}$$
$$A \times \underline{1} = A \quad \rightarrow \text{消費する有機溶剤等の量}$$

（なお、本例の場合は、有機則第2条、第3条の許容消費量の算出は、**有機則第1条第1項第3号八**により、**第1種有機溶剤等の区分による計算式**を使用してください。）

参考例2：その他の接着剤の製品のSDSに、第2種・第3種有機溶剤を30%（重量%）ずつ含有すると記載がある混合有機溶剤の「消費する有機溶剤等を含有する製品の量」がA（A：重さ、単位：グラム）の場合

$$(30+30) / 100 = \underline{0.6} \quad \rightarrow \text{有機溶剤等の量に乗すべき数値}$$
$$A \times \underline{0.6} = 0.6A \quad \rightarrow \text{消費する有機溶剤等の量}$$

（なお、本例の場合は、有機則第2条、第3条の許容消費量の算出は、**有機則第1条第1項第4号八**により、**第2種有機溶剤等の区分による計算式**を使用してください。）

含有される有機溶剤の量を確認する方法（令和6年4月10日付け基発0410第1号・抜粋）

（1）製品のSDS（※1）に記載されている有機溶剤の量を確認する方法

例① SDSに記載された有機溶剤の含有量が40%（重量%）であることが確認できた場合

$$(\text{含有される有機溶剤の量}) = (\text{製品の量}) \times 0.4$$

例② SDSに記載された有機溶剤の含有量が「40%から45%」（重量%）である場合

$$(\text{含有される有機溶剤の量}) = (\text{製品の量}) \times 0.45 \quad (\text{※2})$$

（2）製品に含まれる有機溶剤の含有量を分析することにより確認する方法

※1 安全データシート（以下「SDS」という。）に含有量の情報がない場合などは、製品の販売元などに確認する方法も検討してください。

※2 SDSに記載された有機溶剤の含有量のうち最も高い値に基づき算出してください。

2 その他改正条項・化学物質管理者が行う記録・保存のための様式（例）・がん原性物質に関わる作業記録の例

（1）ラベル・SDS対象物質に係る規定方法の変更（安衛法施行令第18条、第18条の2及び別表第9関係）**令和7年4月1日施行**

● 白金、フェロバナジウム、モリブデンについては、国が行うGHS分類の結果、皮膚刺激性の区分に該当するものと区分されているため、**ラベル表示の適用の対象**となります。

なお、国が行うGHS分類の結果については、**独立行政法人製品評価技術基盤機構**のホームページにおいて公表されています。

国が行うGHS分類の結果 については、以下
3 の(3)②を参照してください。

（令和5年8月30日付、基発0830第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」、令和5年政令第265）

（2）ラベル・SDS対象物質の裾切値に係る規定の削除等について（抜粋）

（安衛則第30条、第31条、第34条の2、第34条の2の6及び別表第2関係）**令和7年4月1日施行**

● 改正政令による改正後の令第18条第3号及び令第18条の2第3号の規定により、ラベル・SDS対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値を告示で規定することに伴い、安衛則における当該裾切値に係る規定が削除されます。

（労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について（令和5年11月9日付け基発1109第1号）、令和5年厚生労働省告示第304号）

● 改正政令による改正後の令第18条第2号及び令第18条の2第2号の規定に基づき、ラベル・SDS対象物質を安衛則別表第2に列挙されます。

（内容抜粋）

● リスクアセスメント対象物である「アスファルト」について、建設業者が舗装・防水工事後、施主に引き渡す際には、当該アスファルト単体又はアスファルトを含有する製剤その他の物は「**主として一般消費者の生活の用に供するためのもの**」に該当するので、ラベル表示及びSDS交付等並びに法第57条の3第1項のリスクアセスメント実施の対象にならないものとして取り扱って差し支えありません。

「アスファルト」については、以下
3 の(2)①及び(3)①を参照してください。

☆ラベル・SDS対象物質から除外される物質

● 改正政令による改正前の令別表第9第400号「トリフェニルアミン」については、国が行うGHS分類の結果、急性毒性区分5と区分されているが、当該区分はJIS Z 7252で採用されていないため、ラベル・SDS対象物質として規定しないこととしたこと。これにより「トリフェニルアミン」は、**令和7年4月1日**以降、ラベル・SDS対象物質から除外されます。

（労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年9月29日付け基発0929第1号）、令和5年厚生労働省令第121号）

（3）罰則（安衛法第119条）**令和7年6月1日施行**

● 「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されました。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号））

旧	第百十九条次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
新	第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の 拘禁刑 又は五十万円以下の罰金に処する。

（4）「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第44号）による新設などの改正**令和8年10月1日施行**

● 具体的には、「有機則第28条の3の4、鉛則第52条の3の4、特価則第36条の3の4、第38条の21、粉じん則第26条の3の4」の新設などの改正がなされました（詳細は省略）。

(5) 化学物質管理者が行う記録・保存のための様式(例) (安衛則第12条の5)

① 事業場名:		② 業種:		③ 代表者名:	
④ 化学物質管理者名:			⑤ 記録作成日:		
⑥ 事業場で作成・交付しなければならないラベル表示・SDS の数: (法第57条の2) ※本社等で一括して作成している場合を除く					
⑦ リスクアセスメント対象物数: (義務対象物質数:) (法第57条の3、法第28条の2)					
⑧ リスクアセスメント対象物について収集したSDS の数:					
⑨ リスクの見積りの方法及び適用場所数又は対象者数:					
作業環境測定:	ばく露測定:	クワイエット [®] ル:	マニュアル準拠:	その他:	
⑩ リスクの見積りの結果に基づき対策が求められた作業場所又は労働者の数:					
作業場所:	労働者数:				
⑪ リスクの見積りの結果に基づきばく露低減のために検討した対策の種類及びその数:					
代替物:	密閉化:	換気・排気装置:	作業改善:	保護具:	その他:
⑫ リスクの見積りの結果に基づき爆発・火災防止のために検討した対策の種類及びその数:					
代替物:	密閉化:	換気・排気装置:	着火源除去:	作業改善:	保護具: その他:
⑬ リスクの見積りの結果に基づき実施した対策の種類及びその数:					
代替物:	密閉化:	換気・排気装置:	着火源除去:	作業改善:	保護具: その他:
⑭ 皮膚障害等化学物質への直接接触の防止: 対象物質数: 対象労働者数: (安衛則第594条の2)					
⑮ 濃度基準値を超えたばく露を受けた労働者の有無: 有り(人数:) 無し (安衛則第577条の2)					
取られた対策(措置)の種類:					
⑯ 労働者に対する取扱い物質の危険性・有害性等の周知:					
実施日:	人数:	実施日:	人数:	実施日:	人数:
⑰ リスクアセスメントの方法、結果、対策等に関する労働者の教育:					
実施日:	人数:	実施日:	人数:	実施日:	人数:
⑱ 労働災害発生時対応マニュアルの有無: 有り 無し					
⑲ 労働災害発生時対応を想定した訓練の実施: 有り 無し					
⑳ 労災発生時等の労働基準監督署長による指示の有無: 有り(回数:) 無し (安衛則第34条の2の10)					
㉑ 備考					

☆ 作成すべき記録について

- 厚生労働省で公表している「化学物質管理者講習テキスト」には、「化学物質管理者が行う記録・保存のための様式(例)」として、様式が掲載されています。化学物質管理者は、この様式を参考にして、事業場の実情に合わせて必要に応じ適宜、加除修正して使うことができます。
- 化学物質管理者の職務が定められた**安衛則第12条の5第1項第6号**に「**安衛則第577条の2第11項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること**」と規定されています。以上 **1** 「(2)ばく露の程度の低減等」の「労働者の意見聴取・作業の記録」をご確認ください。
- **①安衛則第577条の2第11項第1号**が示す措置の状況
 - (1) リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最低限度にするために取った措置
→ 安衛法第57条の3に基づくリスクアセスメントの結果に基づいて措置を講じた場合は、安衛則第34条の2の8(リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知)の記録と兼ねてもよい。また、リスクアセスメントに基づく措置を検討し、これらの措置をまとめたマニュアルや作業規定(以下「マニュアル等」という)を別途定めた場合は、当該マニュアル等を引用しつつ、マニュアル等のとおり措置を講じた旨の記録でも差し支えありません。(令和4年5月31日基発0531第9号)
 - (2) 濃度基準物質に労働者がばく露される程度を当該基準値以下とするために取った措置
 - (3) リスクアセスメント対象物に係る健康診断結果に基づきリスクアセスメント対象物に係る労働者の作業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を取った場合、作業環境測定の実施、施設または設備の設置または整備、衛生委員会または安全衛生委員会への当該医師または歯科医師の意見の報告その他の適切な措置を取った場合は、その概要を記録する。
 - (4) リスクアセスメント対象物に係る管理が適正に行われており、これらの措置を取る必要がなかった場合は、その旨の記録をする。
- **②安衛則第577条の2第11項第2号**が示す状況
 - (1) リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う業務に従事する「**労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況**」「**労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況**」については、実際にばく露の程度を測定した結果の記録等の他、マニュアル等を作成した場合であって、その作成過程において、実際に当該マニュアル等のとおり措置を講じた場合の労働者のばく露の程度をあらかじめ作業環境測定等により確認している場合は、当該マニュアル等に従い作業を行っている限りにおいては、当該マニュアル等の作成時に確認されたばく露の程度を記録することでも差し支えありません。(令和4年5月31日基発0531第9号)
 - (2) リスクアセスメント対象物に係る異常なばく露がなかった場合は、その旨を記録してください。

● ③安衛則第577条の2第11項第3号が示す応急措置

(1) いわゆる「作業記録」になりますが、安衛則第577条の2第11項第3号については、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限られています。

(2) がん原性物質に関わる作業に従事した「労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要」について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、記録を作成し、当該記録を30年間保存してください。

(3) 「従事した作業の概要」については、取り扱う化学物質の種類を記載する、又はSDS等を添付して、取り扱う化学物質の種類が分かるように記録してください。また、出張等作業で作業場所が毎回変わるものの、いくつかの決まった製剤を使い分け、同じ作業に従事しているのであれば、出張等の都度の作業記録を求めるものではなく、当該関連する作業を一つの作業とみなし、作業の概要と期間をまとめて記載することで差し支えないとされています。

(4) 特別管理物質に関わる作業記録(特化則第38条の4)は1年を超えない期間ごとに行うものであるが、本号に基づく作業記録は1年を超えない期間ごとに1回、定期的に行うことになっており、特別管理物質に関わる作業記録に準じて記録すれば良いと考えられます。この場合も「がん原性物質により著しく汚染される事態がなかった場合」は記載例(以下「がん原性物質に関わる作業記録の例」)を参考にその旨を記載してください。

● ④安衛則第577条の2第11項第4号が示す意見の聴取状況

(1) 以上「安衛則第577条の2第11項第1号が示す措置の状況」の内容について労働者の意見を聴くこととなっています。労働者に意見を聴取した都度、その内容と労働者の意見の概要を記録してください。

(2) 衛生委員会における調査審議と兼ねて行う場合は、これらの記録と兼ねて記録することで差し支えありません。

☆ 保存すべき記録と保存期間

● がん原性物質を製造し、または取り扱っている事業場

1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、記録を作成し、当該記録を「①④について3年間保存、②③について30年間保存」してください。②③について晩発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、当該労働者が離職した後であっても、当該記録を作成した時点から30年間保存する必要があります。

● がん原性物質以外のリスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱っている事業場

1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、記録を作成し、当該記録を「①・②および④について3年間保存」してください。

(6) がん原性物質に関わる作業記録の例 (安衛則第577条の2第11項第3号)

例1 事業場ごとに月別で作成したもの

作業記録(月別)
○○工業株式会社○○工場 平成 年 月 分

労働者の氏名	従事した作業の概要	当該作業に従事した期間	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
○○ ○○	作業内容: 金属部品の自動洗浄作業 作業時間: 1日当たり○時間 取扱温度: 25°C(洗浄槽内40°C) 洗浄剤の消費量: 1日当たり○リットル 洗浄剤の成分: ジクロロメタン100%含有 換気状況: 密閉設備 保護具: ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	○月○日~○月○日	有り ○月○日 午前○時○分	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。
●● ●●	作業内容: 金属部品の手吹塗装作業 作業時間: 1日当たり○時間 取扱温度: 25°C 塗料の消費量: 1日当たり○リットル 塗料の成分: メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況: 局所排気装置(排気量○m³/分) 保護具: ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	○月○日~○月○日	無し	

例2 事業場ごとに作業員別で作成したもの

作業記録(作業員別)
○○工業株式会社○○工場 労働者の氏名 ○○○○
平成 年 月 日~平成 年 月 日分

作業年月日	従事した作業の概要	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
○月○日	作業内容: 金属部品の自動洗浄作業 作業時間: 1日当たり○時間 取扱温度: 25°C(洗浄槽内40°C) 洗浄剤の消費量: 1日当たり○リットル 洗浄剤の成分: ジクロロメタン100%含有 換気状況: 密閉設備 保護具: ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	有り ○月●日 午前○時○分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診
○月○日	同上	無し	-
○月○日	同上	無し	-
○月○日	作業内容: 金属部品の手吹塗装作業 作業時間: 1日当たり○時間 取扱温度: 25°C 塗料の消費量: 1日当たり○リットル 塗料の成分: メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況: 局所排気装置(排気量○m³/分) 保護具: ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	無し	-

● 厚生労働省で公表しているリーフレットに特別管理物質に関わる記録の記載例が載っています。がん原性物質に関わる作業記録をする際の参考にしてください。



今回の化学物質管理に係る改正については、上記の各項目のほか幅広い内容について改正が行われております。以下のリーフレット等については、HP等からダウンロードいただくなどにより、確認してください。

(1) リスクアセスメント支援ツール

化学物質のリスクアセスメントを支援するため、厚生労働省では様々な支援ツールを作成し公開しています。また、厚生労働省以外でも、国内外の研究機関が様々なリスクアセスメント支援ツールを開発し、公開しております。リスクを見積もる方法や支援ツールは様々あり、ツールの利用は必須ではありませんが、各ツールの特色や作業内容、事業場の状況などを考慮した上で、適切なツールを取り入れて、リスクの見積もりに役立てて下さい。

また、リスクアセスメントの適正な実施のために「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（令和5年4月27日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号他）が示されています。詳しくは、パンフレット等をご参照ください。

なお、各ツールでは主にリスクを見積もることを支援しているため、ツールでリスクを見積もった後は見積もった結果に基づいてリスク低減措置の内容の検討が必要となります。

職場の安全
サイト (QR)



(2) Q&A 及び 各種リーフレット等

※比較的簡単な化学物質リスクアセスメントツールとして「CREATE-SIMPLE(クリエイト・シンプル)」などがございますので、二次元コードから検索してください

- ① [化学物質対策に関するQ&A \(リスクアセスメント関係\)](#)
- ② [化学物質対策に関するQ&A \(ラベル・SDS関係\)](#)
- ③ [独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター \(ケミサポ\)](#)
- ④ [職場の化学物質管理の道しるべ \(ケミガイド\)](#)
- ⑤ [労働安全衛生法の新たな化学物質規制 \(リーフレット\)](#)
- ⑥ [リスクアセスメント対象物健康診断 \(リーフレット\)](#)
- ⑦ [リスクアセスメント対象物健康診断 \(Q&A\)](#)
- ⑧ [皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル](#)
- ⑨ [皮膚障害等防止用保護具の選定 \(リーフレット\)](#)
- ⑩ [第三管理区分の作業場での作業には、測定に基づき適切な呼吸用保護具を使用しましょう \(リーフレット\)](#)
- ⑪ [化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針により必要な取組の概要 \(リーフレット\)](#)
- ⑫ [化学物質による労働災害防止のための新たな規制について \(厚生労働省ウェブサイト内\)](#)
- ⑬ [化学物質による労働災害防止のための新たな規制 \(労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 \(令和4年厚生労働省令第91号 \(令和4年5月31日公布\) \) 等の内容\) に関するQ&A](#)



(3) リスクアセスメント対象物に該当するかのチェック、化学物質の法規制・有害性情報等を確認できます。

- ① [ラベル・SDS義務対象物質一覧・検索 \(職場のあんぜんサイト\)](#)
- ② [NITE-CHRIP \(ナイトクリップ\) サイト \(独立行政法人製品評価技術基盤機構\)](#)
- ③ [NITE統合版 \(個別物質のGHS分類結果一覧\)](#)



(4) 化学物質管理強調月間

今般、厚生労働省においては、毎年2月に「化学物質管理強調月間」を実施し、広く、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性を意識させること、化学物質管理活動を定着させることを目指すことといたしました。

この機会に職場で取り扱う化学物質の有害性を認識した上で、化学物質の自律的管理を進めていきましょう。

質問 1: アスファルトは、どの状態のときに(どの段階で)リスクアセスメントをすればよいか？

回答 : アスファルト原材料を取扱う工程、アスファルト合材の製造工程、アスファルト合材を用いた舗装や防水工事等の作業工程がリスクアセスメントの対象となります。
 なお、**建設業者が舗装・防水工事後、施主に引き渡した後は、「一般消費者の生活の用に供される製品」となるため、リスクアセスメントの対象ではありません。**
 (以上 **3** の(2)①を参照してください。)

質問 2: 工場でリスクアセスメント対象物を製造し、別事業場でラベル・SDSを作成している場合や、海外からリスクアセスメント対象物を輸入し、ラベル・SDSを作成している場合等、ラベル・SDSの作成のみを行う事業場も、**化学物質管理者の選任が必要か？**

回答 : リスクアセスメント対象物の製造又は取り扱いを行っていない場合でも、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行っている事業場や、リスクアセスメント対象物を製造する事業場とは別の事業場でラベル・SDSを作成している場合は、当該ラベル・SDS作成を行う事業場においても化学物質管理者の選任が必要となります。
 ただし、リスクアセスメント対象物を製造する事業場には該当しませんので、化学物質管理者の選任に当たって、特段の資格要件は設けませんが、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を受講することを推奨しています。
 また、**事業場内で混合・調合して(化学変化を伴うものを含む)そのまま消費する場合も、物を製造して出荷しているわけではないので、「リスクアセスメント対象物の製造事業場」に該当しません。**
 (以上 **3** の(2)⑬ : No2-1-3化学物質管理者の選任義務化)

質問 3: 化学物質管理者の選任において、リスクアセスメント対象物の製造事業場では専門的講習の受講が必要だが、リスクアセスメント対象物の小分けや破碎を行う事業場は**製造事業場に該当するか？**

回答 : **譲渡提供を目的**として、混合や精製など、化学品の組成の変更を伴う作業を行う事業場は**製造事業場に該当**するため、化学物質管理者の選任にあたっては、専門的講習の受講が必要になります。
 一方、小分け・破碎は「**取扱い**」に該当し、化学物質管理者の資格要件はありません。
 (以上 **3** の(2)⑭ : No2-1-4化学物質管理者の選任義務化)

質問 4: リスクアセスメント対象物のうち、作業記録等の30年間保管が求められる「**がん原性物質**」とは何か？

回答 : 作業記録やリスクアセスメント対象物健康診断の結果の30年間保存が必要ながん原性物質は、「労働安全衛生規則第577条の2第3項(令和6年4月1日以降は第5項)の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの(令和4年厚生労働省告示第371号)」で、リスクアセスメント対象物のうち、令和3年3月31日までに国によるGHS分類結果で発がん性区分1に該当すると分類された物質と示されています。
 ただし、次の物質および事業者ががん原性物質を臨時に取り扱う場合は除外されています。
 ・エタノール
 ・特定化学物質障害予防規則の特別管理物質
 なお、具体的な物質リストも厚生労働省のホームページで公開されています。
 <厚生労働省 労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧(令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用分)>
 以上 **3** の(2)⑯のページの「対象物質の一覧」参照
 (以上 **3** の(2)⑰ : No1-2-15リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務)

リスクアセスメント等の適正な実施のために定められている主な事項(抜粋)

- 化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの実施等の管理を担当させる。(安衛則第12条の5)
- 保護着用管理責任者を選任し、保護具の使用等の管理を担当させる。(安衛則第12条の6他各特別規則)
- リスクアセスメント結果等の記録を作成し保存する。(安衛則第34条の2の8)
- リスクアセスメント対象物健康診断の実施等を行う。(安衛則第577条の2第3項～第9項)
- ばく露の程度を最小限度にする措置等について衛生委員会に付議する(安衛則第22条)、関係労働者の意見を聞く機会を設ける(安衛則第577条の2第10項)。
- その他に、以上 **3** の(2)⑳も併せてご一読ください。(労働安全衛生規則を「安衛則」と略記しています。)

この世の中に全く無害なモノはありません。「分からない」、「調べたことがない」がないように！

職場にあるモノがどんな「危なさ」(爆発・火災等の危険性や人体への有害性)を持っているかを把握し、適切な管理を目指しましょう。